

介護職員処遇改善加算、
介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員等ベースアップ等支援加算
届出の手引

(令和5年3月版)

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

目 次

1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出	1
2 変更に係る届出	3
3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出	4
参考様式 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 提出書類一覧&チェックリスト	5
参考様式 介護職員等特定処遇改善加算算定要件等チェックリスト	6
介護職員等特定処遇改善加算に係るフロー図	8
【厚生労働省Q & A】	
○介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ & A (令和3年6月29日)	9
■担当県民局一覧	15

I 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出

<計画書等の提出期限>

- 令和5年4月1日又は令和5年5月1日から算定する場合
令和5年4月17日(月) ※令和5年度の特例的な取扱いです。
※ 締切り間近には提出の集中が予想されるため、早めの提出に御協力ください。
- 算定を開始する月の前々月末 ※通常
※例：令和5年10月1日から算定する場合：令和5年8月31日(木)
令和6年4月1日から算定する場合：令和6年2月29日(木)

重 要

◎ホームページ掲載の別紙様式2で提出

(令和5年3月1日付け老発0301第2号厚生労働省老健局長通知)

<https://www.pref.okayama.jp/page/839751.html>

<提出書類>

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書(別紙様式2)
 - 基本情報入力シート
【提出不要】このシートから入力してください。
 - 別紙様式2-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書
【要提出】他のシートの入力を完了した後に作成してください。
 - 別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算計画書(施設・事業所別個表)
【要提出】
 - 別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算計画書(施設・事業所別個表)
【特定処遇改善加算を算定しない場合は、作成不要】
 - 別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)
【ベースアップ等支援加算を算定しない場合は、作成不要】
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表(体制届)
 - **各加算を新たに算定する場合又は加算区分を変更する場合は必ず提出**してください。
 - **計画書とあわせて提出**してください。
 - 前年度と算定する加算や加算区分に変更がない場合は、提出の必要はありません。
- (3) 場合に応じて必要な書類
 - 別紙様式5 特別な事情に係る届出書

(4)「介護職員等特定処遇改善加算 算定要件等チェックリスト」(参考様式)

- 算定要件等の確認にご活用ください。
- チェックリストの提出は任意です。

<提出先>

- 計画書

事業所が所在する県民局健康福祉課(事業者(第一)班)(※複数の事業所を一括して届け出る場合で、複数の県民局管内に事業所が所在する場合は、事業所が所在する複数の県民局)

- 体制届

各事業所ごとに、事業所が所在する県民局へ提出

- 提出部数：各1部

- 指定権者が県以外の事業所に係る届出

- ・各指定権者あて提出
- ・複数の事業所を一括して作成する場合も同様(該当する全ての指定権者に届け出る必要あり)
- ・県以外の指定権者への提出方法、提出部数等については、各指定権者に確認してください。

(参考)

※岡山市、倉敷市、新見市内の事業所・・・各市

※地域密着型サービス等・・・各市町村

<提出方法>

- 郵送

<加算算定上の留意事項>

- 職員への周知

計画書は、賃金改善の方法等について全ての職員に対し文書等(文書通知・回覧・掲示、メールによる通知)により周知した上で提出してください。計画書の周知は当該加算の算定要件の一つですので、ご注意ください。

- 資料等の保管及び提示

根拠資料等は各事業者において保管の上、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

- **役員報酬の取扱い**

役員報酬に対して処遇改善加算等を充てることは、賃金改善としては認められません。ただし、役員報酬とは別に処遇改善加算等対象職種として労働基準法上で定義されている賃金を得ている場合は、その賃金に対してのみ処遇改善加算等を充てることは可能です。

2 変更に係る届出

<届出が必要な変更事項>

変更に係る届出書の提出が必要な事項は、次のとおりです。

- ① 解消の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更【共通】
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)**【共通】**
- ③ キャリアパス要件に関する適合状況の変更(該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)**【処遇改善加算】**
- ④ 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更及び喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合**【特定処遇改善加算】**
- ⑤ 就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)**【共通】**
- ⑥ キャリアパス要件等に関する適合状況の変更(処遇改善加算(Ⅲ)を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。)**【処遇改善加算】**

※ 計画書に記載した基準額が、職員構成が変わった等の事由で変更となった場合は、実績報告書で修正してください。変更届の提出は不要です。

<提出時期>

- (1) 届出を行った日の属する月の翌月から、変更後の内容に基づき算定
- (2) 加算区分変更の場合は、変更後の区分で算定する月の前月15日まで(全サービス)に届出
- (3) 変更事項が⑤・⑥のみである場合は、実績報告書提出時にあわせて提出

<提出書類>

- (1) 別紙様式4 変更に係る届出書
- (2) 変更内容に応じた「提出すべき書類」
- (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表(体制届)
※当該加算の新規取得又は加算区分が変更になる場合のみ提出が必要

<提出先>

- 指定権者ごとに提出
- 岡山県の指定を受けている事業所については、当該年度の介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出した県民局(所管県民局)
- 体制届は、事業所が所在する県民局へ各事業所ごとに提出

3 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出

<提出期限>

- 各年度末まで加算算定した場合：翌年度7月末日
※令和4年度に加算については、令和5年7月31日(月)
- 年度途中で事業廃止や算定を中止した場合：最終の加算の支払があった月の翌々月末日<例：最終算定月11月の場合、支払月は翌年1月、実績報告は翌年3月末日>

<提出書類>

- 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3-1、3-2、3-3）

重 要

- ◎ 令和4年度算定の加算：別紙様式3（令和4年度用）で提出
（令和5年3月1日付け老発0301第1号厚生労働省老健局長通知）

<https://www.pref.okayama.jp/page/839774.html>

- ◎ 令和5年度以降算定の加算：別紙様式3で提出
（令和5年3月1日付け老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）

<https://www.pref.okayama.jp/page/839751.html>

※ 必要に応じて証明資料等の提出を求める場合があります。

<留意事項>

- 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、事業者において適切に保管し、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出してください。
- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合がありますので、十分ご注意ください。
- 役員報酬に対して処遇改善加算等を充てることは、賃金改善としては認められません。ただし、役員報酬とは別に処遇改善加算等対象職種として労働基準法上で定義されている賃金を得ている場合は、その賃金に対してのみ処遇改善加算等を充てることは可能です。

<提出方法>

- 郵送

<提出先>

- 提出は、指定権者ごとに行う。
- 岡山県の指定を受けている事業所については、介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出した県民局（所管県民局）

参考様式

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算 提出書類一覧&チェックリスト

1 計画書を提出する場合

計画に関する書類		チェック	備考
0	基本情報入力シート	<input type="checkbox"/>	【提出不要】 このシートから入力してください。
1	別紙様式2-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善加算計画書※	<input type="checkbox"/>	【要提出】 他のシートの入力後に、作成してください。
2	別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）※	<input type="checkbox"/>	【要提出】 当該加算に加え他の加算を算定する場合も必要です。
3	別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）	<input type="checkbox"/>	【要提出】 介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合 ※当該加算を算定しない場合は、作成不要です。
4	介護職員等特定処遇改善加算 算定要件等チェックリスト	<input type="checkbox"/>	【提出任意】 介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合 ※当該加算を算定しない場合は、作成不要です。
5	別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）	<input type="checkbox"/>	【要提出】 介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合 ※当該加算を算定しない場合は、作成不要です。
-	提出書類一覧&チェックリスト（本用紙）	<input type="checkbox"/>	提出任意
報酬算定に関する書類			
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書※	<input type="checkbox"/>	※新たに加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は要提出
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表※	<input type="checkbox"/>	※新たに加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は要提出

○必要に応じて積算根拠資料等の提出を求める場合あり。

2 実績報告書を提出する場合

実績報告に関する書類		チェック	備考
1	別紙様式3-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書	<input type="checkbox"/>	
2	別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）	<input type="checkbox"/>	
3	別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書（施設・事業所別個表）	<input type="checkbox"/>	
-	提出書類一覧&チェックリスト（本用紙）	<input type="checkbox"/>	提出任意

○必要に応じて積算根拠資料等の提出を求める場合あり。

3 場合に応じて提出が必要な書類

1	別紙様式4 変更に係る届出書	<input type="checkbox"/>	届出を行う理由①～⑥が発生した場合 理由⑤、⑥の場合は実績報告にあわせて提出
2	別紙様式5 特別な事情に係る届出書	<input type="checkbox"/>	やむを得ず賃金水準を見直した場合（引下げ）

介護職員等特定処遇改善加算算定要件等チェックリスト

<定義>

- α: 経験・技能のある介護職員
- β: αを除く介護職員
- γ: 介護職員以外の職員

処遇改善加算: 介護職員処遇改善加算
 特定加算: 介護職員等特定処遇改善加算

緑本: 介護報酬の解釈QA・法令編(令和3年4月版)

算定要件等		チェック	緑本
(1)	賃金改善に関する計画を策定		
	賃金改善所要見込額が当該加算算定見込額を上回っている	<input type="checkbox"/>	
(一)	αのうち1人(以上)(複数の事業所を一括して届け出る場合は事業所数(以上))は賃金改善所要見込額が月額平均8万円以上(現行加算額除く)又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上(現行加算額含む)である (当該加算算定見込額が少額等の理由により困難な場合はこの限りでないが、その場合は、合理的な説明が必要(計画書別紙様式2-1の2(3)ロに記載)) (※αに現に年額440万円以上の者がいる場合は、新たに賃金改善額が月額平均8万円以上等の者を設定しないことも可)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 合理的理由を記載	P969
(二)	αの賃金改善所要見込額の平均がβの賃金改善所要見込額の平均と比較して高いこと	<input type="checkbox"/> βより高い <input type="checkbox"/> β支給なし (※いずれか)	P970
(三)	βの賃金改善所要見込額の平均がγの賃金改善所要見込額の平均の2倍以上 (γの平均賃金額がβの平均賃金額を上回らない場合はその限りでない)	<input type="checkbox"/> 2倍以上 <input type="checkbox"/> γ支給なし (※いずれか) <input type="checkbox"/> 上回らない (βはγの2倍以上でない)	P970
(四)	γの賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らない (賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない)	<input type="checkbox"/> 上回らない <input type="checkbox"/> γ支給なし (※いずれか)	P970
(2)	介護職員等特定処遇改善加算計画書を作成し、全ての職員に周知し、指定権者に届け出る		
	全ての職員に周知している	<input type="checkbox"/> 周知している	P971
	複数の事業所を一括して届け出る場合、該当する全ての指定権者に届け出ている	<input type="checkbox"/> 届け出ている <input type="checkbox"/> 複数でない (※いずれか)	P32 Q60
(3)	特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施 (ただし経営悪化等により事業継続が困難な場合、事業継続を図るためにやむをえず職員の賃金水準を見直した場合は、その内容を指定権者に届け出る)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 特別事情届出書 (別紙様式4)	P970 ニ P973 (2)
(4)	サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)等を算定している 訪問介護は特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算 地域密着型通所介護(療養通所介護費を算定する場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又は(Ⅲ)ロ)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	P971
(5)	処遇改善加算の(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかの届出を行っている(特定加算と同時の場合も含む)	<input type="checkbox"/> Ⅰ <input type="checkbox"/> Ⅱ <input type="checkbox"/> Ⅲ (※いずれか)	P971

(6)	<p>職場環境等要件の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行う</p>	<input type="checkbox"/> 「入職促進に向けた取組」 <input type="checkbox"/> 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」 <input type="checkbox"/> 「両立支援・多様な働き方の推進」 <input type="checkbox"/> 「腰痛を含む心身の健康管理」 <input type="checkbox"/> 「生産性向上のための業務改善の取組」 <input type="checkbox"/> 「やりがい・働	P971
(7)	<p>特定加算に基づく取組をホームページ等により公表</p>	<p>(※以下の3項目のいずれか1以上)</p> <input type="checkbox"/> 公表している <input type="checkbox"/> 公表予定(※) <input type="checkbox"/> 公表している <input type="checkbox"/> 公表予定(※) <input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示予定(※)	P971
(8)	<p>「経験・技能のある介護職員」の設定基準の考え方を、計画書別紙様式2-1の2(3)口に記載</p>	<input type="checkbox"/>	P979
(9)	<p>当該加算の見込額算出に当たっては、処遇改善加算及び特定加算を除いて加算率を乗じているか</p>	<input type="checkbox"/>	P989
(10)	<p>事業者の独自の賃金改善額</p> <p>計画書別紙様式2-1の2(2)⑥ii)(エ)「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」には、初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限って記載しているか</p> <p>独自の賃金改善額欄に記載した場合は、計画書別紙様式2-1の2(3)ハに算定根拠等を記載しているか</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	P33 Q64 P979
(11)	<p>実績報告書を加算の最終支払があった月の翌々月の末日までに指定権者に届出</p>	<input type="checkbox"/>	P971
(12)	<p>届出内容を証明する資料は5年間保管し、指定権者から求めがあった場合には速やかに提示すること</p>	<input type="checkbox"/>	P972

介護職員等特定処遇改善加算に係るフロー図

<定義>

グループa： 経験・技能のある介護職員
 グループb： aを除く介護職員
 グループc： 介護職員以外の職員

処遇改善加算： 介護職員処遇改善加算
 特定加算： 介護職員等特定処遇改善加算

※このフロー図には概略が記載されているため、詳細については必ず国通知を確認のこと。

① 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の届出を行っている。【処遇改善加算要件】

いいえ → 特定加算は算定不可
 ※特定加算の算定開始の前又は同時に処遇改善加算の算定を開始する場合は特定加算を算定可→②へ

↓ はい

② 【職場環境等要件】
 ・職場環境等要件の6区分（「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」）について、それぞれで1以上の取組を行う。
 ・届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善除く）の内容を全職員に周知している。

↓ はい

③ グループaを設定（介護福祉士の資格は必須）
 ※グループaでは介護福祉士の資格は必要だが、10年以上の勤続年数がなくても業務・技能等を勘案し対象とできる。他の法人等での経験も年数にカウント可能。
 ※グループaの設定基準を計画書（別紙様式2-1の2（3）ロ）に記載
 ※介護福祉士がいない等によりグループaの設定ができない場合でも、特定加算は算定可（グループaが設定不可の理由を計画書（別紙様式2-1の2（3）ロ）に記載）

↓

④ 特定加算の加算区分を確認し、算定見込額を算出
 【介護福祉士の配置等要件】サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）等の区分、又はサービスごとに要件とされる加算の区分を算定している
 ・介護福祉士の配置等要件を満たす→特定加算（Ⅰ）が算定可
 ・介護福祉士の配置等要件を満たさない→特定加算（Ⅱ）

<特定加算の算定見込額の計算方法>

$$\left(\begin{array}{l} \text{一月当たりの介護報酬総単位数（前年の1月～12月の基本報酬サービス費に加算減算（処遇改善加算・特定加算を除く）を加えた単位数を12} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{各サービスの特定加算の加} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{1単位の単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{賃金改善実施期間（月数）} \end{array} \right)$$

※事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算されるものではない

↓

⑤ 加算算定見込額を上回る賃金改善所要額の配分方法を設定
 ・グループaの設定基準を定義した上で、全ての職員をグループaからcに振り分け
 ・賃金改善の実施は、グループaのみとすることも可能であり、また、グループbやcを含めることも可能。（グループa、b、cを設定した法人は、グループaのみ、a bのみ、a b c全てに実施、のいずれかを選択）
 ・賃金改善額が、グループaはグループbより高いこと
 ・賃金改善額が、グループbはグループcの2倍以上
 ・グループcの職員のうち年額440万円を上回る者は賃金改善の対象外。また、グループcの職員の賃金改善後の額が440万円を上回らないこと。

→ ※各グループ内の一人ひとりの賃金改善額は、一律でも差があっても可

↓

⑥ グループaのうち1人以上は賃金改善額が月額平均8万円以上又は年額440万円以上になる者を設定
 ※複数の事業所等を一括して届け出る場合は、事業所数以上の8万円等の者を設定
 ※設定できない場合は計画書（別紙様式2-1の2（2）⑦）の所要欄に記載
 ※グループaに現に年額440万円以上の者がいる場合は新たに8万円等の者を設定しないことも可（複数事業所一括届出の場合は事業所数から現に440万円以上の者の人数を引いた事業所数以上を設定）

【見える化要件】
 ・特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表している又は公表予定であること。
 ※介護サービス情報公表システムへの掲載で公表する場合は、令和2年度以降の県等からの報告依頼を受けて報告すること等により行う。（当該制度の報告対象外事業者は、事業者HPを活用する等、外部か

↓

⑦ 計画書（別紙様式2-1及び2-3）を作成し各指定権者に届出
 ※計画書の内容を全職員に周知して届出
 ※体制届も届出（特定加算を新規取得する場合又は加算区分変更の場合）

↓

⑧ 特定加算の算定額を上回る賃金改善を実施

<賃金改善額>
 ※特定加算による賃金改善額を加えた賃金の総額と前年度の賃金の総額の差額
 ※前年度の賃金の総額 → 前年の1月～12月の12ヶ月間の賃金総額（処遇改善加算、特定加算、事業者の独自改善分を除く）
 ※事業者の独自改善分は、処遇改善加算を初めて取得した年度以降に新たに行ったものに限る。
 ※事業者の独自改善分を除いた場合は、計画書（別紙様式2-1の2

↓

⑨ 実績報告書（別紙様式3-1、3-2）を提出

事務連絡
令和3年6月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&A
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&A」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ & A

問1 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

（答）

- ・ 処遇改善加算及び特定加算（以下「処遇改善加算等」という。）については、原則、当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、処遇改善加算等による収入額を上回る必要があり、実績報告においてもその点を確認しているところ。
- ・ 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、
 - ① 前年度の賃金の総額（基準額1、2）
 - ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。

通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）でお示しした実績報告書（様式3-1）の「⑥その他」に記載されたい。）

なお、これは、基準額3についても同様であるとともに、推計方法は、令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問22を参考にされたい。

＜②について経営状況等が変わった場合＞

サービス利用者数の減少などにより経営が悪化し、一定期間収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況により、賃金水準を引き下げざるを得ない場合は、特別事情届出書を届け出ること、計画書策定時点と比較し「加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額」が減少し、実績報告書において賃金改善所要額が加算総額を下回ることも差し支えない。

なお、賃金水準を引き下げた要因である特別な状況が改善した場合には、平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 問 56 のとおり、可能な限り速やかに賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があること。

問 2 実績報告書別紙様式 3-2 において、処遇改善加算の「本年度の加算の総額」のグループ別内訳を記載することとされているが、どのような記載が可能か。

(答)

- ・ 特定加算の配分比率を確認するため、介護職員について、経験・技能のある介護職員(A)と他の介護職員(B)にわけ、特定加算に加え、処遇改善加算についてもグループ別内訳の記載を求めているところ。
- ・ 記載に当たっては、原則として、各グループに実際の配分された額の記載を求めているが、処遇改善加算について、経験・技能のある介護職員(A)と他の介護職員(B)で区別せず配分しており、この内訳が詳細に把握できない場合には、(A)(B)間の人数比等により推計し記載することも可能であること。
- ・ なお、特定加算を算定していない事業所については、別紙様式 3-2 の処遇改善加算のグループ別内訳の欄の記載は不要である。

問3 独自の賃金改善を実施した事業所において、実績報告書別紙様式3-1及び3-2における賃金改善所要額、グループごとの平均賃金改善額等について、独自の賃金改善についてどのような記載すればよいか。

(答)

- ・ 原則、特定加算による賃金改善分について配分ルールを満たしていることが必要。そのため、特定加算の配分ルールを計算する際は、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善額を含めず、特定加算のみによる賃金改善額を記載することが可能であり、別紙様式3-2においては、
 - － 本年度の賃金の総額の欄に、独自の賃金改善額を控除した額を記載するか
 - － 本年度の加算の総額の欄に、独自の賃金改善額を含む額を記載することが可能。

- ・ なお、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善を含んだ額を記載することを妨げるものではない。

- ・ また、処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合については、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問24も参照されたい。

問4 実績報告書別紙様式3-1及び3-2に記載する本年度の賃金の総額及び本年度の加算の総額について、賃金改善実施期間を4月から翌年3月までの期間以外で設定している事業所においては、事業所ごとの賃金改善実施期間において支払われた賃金の総額及び加算の総額を記載することが可能か。

また、法人で一括して処遇改善計画書及び実績報告書を作成している法人において、事業所ごとに賃金改善実施期間が異なる場合等、賃金改善実施期間を変更することは可能か。

(答)

- ・ 実績報告書において、事業所ごとの賃金改善実施期間において支払われた賃金の総額及び加算の総額を記載することが可能である。

- ・ 事業所毎の状況を記載するに当たり、例えば、賃金改善実施期間については、合理的な理由がある場合に変更することも可能であり、令和2年度は令和2年7月～令和3年6月を賃金改善実施期間として設定していた事業者が、令和3年度から令和3年4月～令和4年3月に変更しようとする場合、令和2年度の処遇改善計画書の賃金改善実施期間を変更する届出を行い、令和2年7月～令和3年3月の9ヵ月に短縮することも考えられること。なお、計算方法としては、例えば以下の方法が想定されること。
 - 基準額1・2については、原則として、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の（介護職員の）賃金の総額」を記入することとしているが、この場合、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の（介護職員の）賃金の総額」から12を除して、変更した期間（上記の場合は9か月間）の月数を掛けて得られた額を記載することとし、
 - 処遇改善計画書別紙様式2-1の（1）④ii）（イ）及び（ウ）、（2）⑥ii）（イ）及び（ウ）については、原則として、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載することとしているが、この場合、12か月間の加算の総額から12を除して、変更した期間（上記の場合は9か月間）の月数を掛けて得られた額を記載することとする。

※令和2年度までに発出されたQ&Aについては、「令和3年4月版介護報酬の解釈3QA・法令編（社会保険研究所）」でご確認ください。

通 知		「令和3年4月版介護報酬の解釈3QA・法令編」での掲載ページ等
平成24年度介護報酬改定に関するQ&A	(Vol.1、H24.3.16) (Vol.3、H24.4.25)	(処遇改善加算) Q1～Q23 P18～P22
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A	(Vol.2、H27.4.30)	(処遇改善加算) Q24～Q43 P22～P28
平成29年度介護報酬改定に関するQ&A	(H29.3.16)	(処遇改善加算) Q44～Q56 P28～P31
平成30年度介護報酬改定に関するQ&A	(Vol.1、H30.3.23) (Vol.6、H30.8.6)	(処遇改善加算) Q57 P31 (処遇改善加算) Q58 P31
2019年度介護報酬改定に関するQ&A	(Vol.1、H31.4.12) (Vol.2、R元.7.23) (Vol.3、R元.8.29) (Vol.4、R2.3.30)	(特定処遇改善加算) Q1～Q13 P35～P38 (特定処遇改善加算) Q14～Q29 P38～P42 (特定処遇改善加算) Q30 P42 (処遇改善加算) Q59～Q67 P31～P34 (特定処遇改善加算) Q31～Q39 P42～P44
令和3年度介護報酬改定に関するQ&A	(Vol.1、R3.3.19) (Vol.3、R3.3.26)	問16～問25 P491～P494 問127 P567
新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いQ&A	(第7報、R2.4.9) (第11報、R2.5.25) (第19報、R3.3.22)	問1 P609 問7、問8 P610 問2 P610

【介護職員の処遇改善に係る厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

■担当県民局一覧

担当課	所在地	電話番号 FAX番号	管轄する市町村等
備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	電話 086-272-3915 FAX 086-272-2660	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	電話 086-434-7054 FAX 086-427-5304	総社市、早島町、笠岡市、井原市、 高梁市、浅口市、里庄町、矢掛町
美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	電話 0868-23-1291 FAX 0868-23-2346	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町